

H26年度 実務の解説セミナー 質疑応答

回答者：(有)東京建物検査事務所 代表取締役 望月利一

一般財団法人 大阪建築防災センター 定期報告部長 大西康之

	質疑	回答
1	<p>【排煙設備】付室または乗降口ビー、付室兼用乗降口ビーの場合の規定風量について。排煙口の規定風量は規定されていないので、定期報告では判定を記入する必要がありません。しかし、新・排煙設備技術指針(1987年版 日本建築センター発行)では、「総合運転検査にて、各階排煙口4m³/s、6m³/sの風量があること。」となっております。この異なった検査の判定基準に対してどのように解釈したらよいか。</p>	<p>建築基準法は最低限の基準であると言われますが、指針の通り排煙機の能力が最大限発揮されるよう設計することは防災上重要です。特に火災時には計画時の能力を100%発揮できるとは言い切れず、余裕のある能力を持つておく必要があります。その観点から指針では、法規にはないが風量確認をもとめていると解釈いただければよいでしょう。(尚、既存建築物の検査では設計上の風量が出ない場合もある。流体である風を扱う難しさ、精度よく測定する困難さをもって検査し結果を判断するが、風量のみに関わらず、付室、口ビーの排風が有効に流れているかを検査いただきたい。)</p>
2	<p>【防火設備・蓄電設備・自家発電設備検査】実例で紹介されていたが、検査を行うには、感知器の連動や電気機器や測定器の取り扱いが必要だが、特別な資格なくても実施できるか。</p>	<p>定期報告建築設備検査資格を持っていれば、資格要件としては問題ありません。しかし、実務的には各管理者との綿密な調整や許可を得て行うこととなります。受変電設備の管理者(電気主任技術者等)や消防設備の管理者(消防設備士甲種第4類等)の立ち会いにての実施することが望ましいです。</p>
3	<p>【防火ダンパー】ダクトに風が流れている運転状態でもダンパーを検査しなければならない現場がある。その場合、ホコリ対策や風量調整(検査で狂ってしまう)が困難なため十分な検査ができない場合があり、何か良い工夫の事例はございますか。</p>	<p>運転状態での検査は、基本的には不可です。運転状態の検査は、営業中であるということになります。検査により営業に何らかの支障を来すことは避けられません。所有者・管理者に検査環境を整えていただくよう検査条件を提示し、トラブルにならないよう事前に十分調整してください。(東京の大病院でも運転を止めての検査を条件として実施しております。)</p>

4	<p>【特定天井の調査】 特定天井の調査が今後求められると思うが、目視でどこまで調査できるか。</p>	<p>高所で天井裏を目視するには、当然ながら足場（もしくは点検用歩廊があればよいが）や点検口がなければできません。今後はまず第一にその確保が求められ、調査が可能かどうかのポイントとなるでしょう。調査環境が整い目視調査を行った場合は、最低でもどのような構造の天井下地かは判断していただきたいです。また、写真を多く撮影し机上の画像判断等で補足するなどの工夫や措置も有効でしょう。現行法の構造基準への照らし合わせのみではなく、著しい劣化損傷や構造的な欠陥がないか（吊りボルトのピッチ、固定金物の状況など）を目視し、過去の異常（地震時の振動など）や不具合記録なども合わせ全体的な兆候の判定を行うことが大切である。</p>
5	<p>【高所の風量測定】 測定部分が高所である場合、測定が困難である。どのような工夫があるか。</p>	<p>高所への足場確保は、現実なかなか整うことは少なくその場合、長尺の測定補助棒に測定器の検知部を装着して測ることで対応する例があります。開口面積は、レーザーポインターなどを活用し、床面に伏図を描くことで把握することも可能です。定期調査・検査では、様々な知恵や工夫で困難な状況に対処していく取り組みも大切です。</p>